

学校いじめ防止基本方針

〔いじめ問題に対する目的〕

心身に重大な影響を及ぼすいじめから学校、保護者、地域と一緒にになって毅然とした態度で児童を守り、育む。それとともに、安心して生活し学校教育目標である「笑顔の花を咲かせる」ことができる明るい学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

〔めざす児童〕

～自ら考え、学び合い、行動しあう
笑顔いっぱい、元気いっぱい、やる気いっぱい

いじめ対策委員会

- 校長
- 教頭
- 生活指導主任
- 養護教諭

- 教務主任
- 学級担任代表2名

- 専門家・外部関係者
- 学校サポートー
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- 中学校 ○保育園・幼稚園

- PTA・地域との連携
- 育友会会长、副会長
- 民生委員
- 学校評議員
- 自治会役員

- 関係機関との連携
- 長崎市教育委員会学校教育課
- 長崎市教育研究所教育相談
- こども総合相談
(子育てサポート課)
- 警察

- 児童会
- 代表委員会

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

いじめの防止

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- 道徳の時間をはじめとし、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の中で児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 心を開いて話ができるような児童と教職員の信頼関係を築くとともに、児童が自他を認め合う学校生活の中で、学習活動をはじめ、係活動や委員会活動などで自己有用感、自己肯定感を高めることができるようとする。
- 異年齢集団による活動（縦割り掃除、平和ウォーク）を通して、思いやりの心を育てる。
- 連絡メモに一日の様子を記録し、管理職に報告し、気になるところについては、職員が相互に児童の情報を共有する。
- 保護者が児童の規範意識を養うための指導を適切に行うことができるよう学級懇談会や学級通信の話題に取り上げたり、ファミリープログラム等を有効活用したりするなどして保護者、家庭への支援を行う。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用する。
- インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの情報教育を推進する。

いじめの早期発見

- 児童の様子や保護者との連絡など、連絡メモに記録し、管理職に報告する。
- 定期的なアンケートや個人面談などの実施により児童の実態を把握し、いじめに関わると判断されることは速やかに管理職に報告し、全教職員で情報交換するとともに、保護者や児童等からの情報収集を行う。
- 市教委作成の「学校相談の手引き」県教委作成の「いじめ対策ハンドブック」「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を有効活用する。
- 児童の日記、校舎内の巡回などによる児童の日常観察を通して実態を把握する。
- 幼保小中間での情報交換会を通して情報を引き継ぐ。

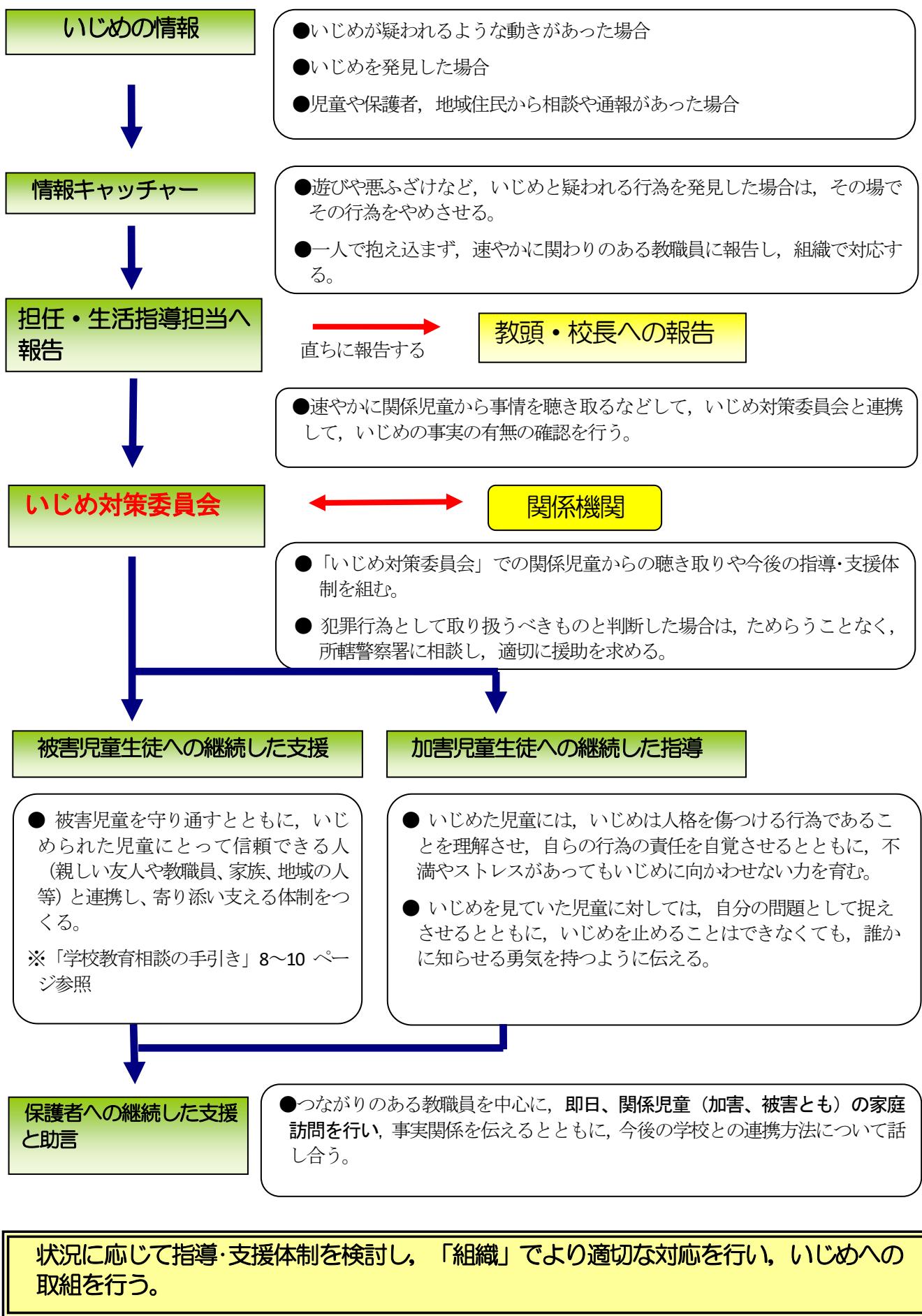
いじめに対する措置

- いじめの事実を把握した場合は、できるだけ早期に関係する児童から事情を聞き取り、いじめを受けている児童の安全を確保し、市教委からの指導を受けた上で、組織的対応を図る。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言を適切に行う。
- 「学校・警察の相互連絡制度」を積極的に運用し、早期立ち直り支援に努める。
- 教育相談に関する研修を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- 学校サポーターによる相談の充実を図る。
- 問題を抱える児童の生活環境の課題を図るために、スクールソーシャルワーカーを派遣してもらうなど、関連機関との連携を図る。

重大事態発生時の取組

- 重大事態を認知した場合は、直ちに発生の報告を行う。学校→教育委員会→市長
- いじめを受けた児童並びに家族の痛みを共有し、管理職の指示の元、職員一丸となって事態の收拾に当たる。
- 知り得た情報については秘密厳守とする。

いじめが発生した場合の対応 (フロー図例)



【いじめ重大事態について】

(1) 調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

(3) 調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

【いじめチェックリスト】

(いじめられている子どもが発するサイン)

①からだや体調

- 衣服が汚れたり、破れたりすることがよくある。
- 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- どこかおどおどして、背えているように感じられる。
- 元気のない、浮かない顔をしていることが多い。
- 教師と視線を合わせようとしない。（教師の目を避けている）
- 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

③友達との関係

- 周りの友達に異常なほど気をつかっているように見える。
- 人のいいなりになっているように見える。（使い走りではないか）
- 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- 交友関係が急に変わった。
- 嫌なあだ名で呼ばれている。

- 特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。

④生活面

- 納入金などを急に滞納しはじめた。
- 机やかばんの中などが荒らされている。
- 文具、服、靴などが壊されたり、壊されたりしている。
- 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- 学級写真などの顔にいたずらされている。

(いじめている子どもが家庭で出すサイン)

- 買ってやった覚えのない品物を多く持っている。

- お金の使い方が荒くなる。
- 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- 友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話す。
- 洗わなければいけない体操服を持ってこない。（他人のものを借りて使っている。）

【いじめに関する相談窓口】

相談窓口	電話番号	相談時間
坂本小学校	095-844-0539	8:15~16:45(月~金)
子ども・子育て電話相談	0120-72-5311	9:00~21:00(月~金)
こころの電話	095-847-7867	9:00~15:15(月~金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00~20:00(月~金)
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00~17:45(月~金)
こども人権110番	0120-007-110	8:30~17:15(月~金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~20:00(毎日)
子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間 (月~金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00~17:45(月~金)
長崎市こども相談センター	095-829-1122	9:00~17:30(月~金)
長崎市教育研究所教育相談 soudan@nagasaki-city.ed.jp	0120-556-275	9:00~16:00(月~金)
子育て支援相談電話 「e-kao」ホームページ内に相談フォーム有	095-825-5624 095-822-8573	8:45~17:30(月~金)